資料 1 公共用水域水質常時監視 測定方法

ΕΛ	項目	水質			底質
区分	大口	河 川	海域	ため池	心貝
	気温 水温 泥温 外観 水色	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)7 に定める方法 規格 7 に定める方法 規格 8 に定める方法	同左 同左 同左 ハーモニック	同左 同左 同左	同左 規格 7 に定める方法
	臭気 透視度 透明度	規格 10.1 に定める方法 規格 9 に定める方法	カラーチャー トによる方法 同左 同左 海洋観測指 針による方法	同左	規格 10 に定める方法
一般項目	強熱減量		対してそのソイク		環境省水・大気環境局底質調査方 法(平成24年8月8日付け環水大 水発第120725002号、以下「底質 調査方法」という) II 4.2 に掲げる方 法
	pH(底質) COD(底質) 全硫化物 ヨウ素消費量				底質調査方法Ⅱ4.4 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ4.7 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ4.6 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ4.6 に掲げる方法 下水試験方(昭和37年 下水の水 質の検定方法等に関する省令 (H17 改正))に定める方法
	酸化還元電位 含水率 粒度分布				底質調査方法Ⅱ4.5 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ4.1 に掲げる方法 (乾燥減量(含水率)) 2mm、63μm メッシュのふるいに よる方法
	pH(水質)	規格 12.1 に定める方法	同左	比色法	
	DO	規格 32 に定める方法	同左	同左	
	BOD COD(水質) SS	規格 21 に定める方法 規格 17 に定める方法 昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号に掲げる付表 (以下「付表」という。)9 に掲げる方法	同左 同左	同左 同左 同左	
	n-ヘキサン抽出物質 全窒素(水質)	付表 14 に掲げる方法 規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6(規格 45 の備考 3 を除く。2 イにおいて同じ。) に定める方法	同左 規格 45.4 又は 45.6(規格45の備 考3を除く。2イに おいて同じ。)に 定める方法	45.4 又は 45.6(規格 45 の備考 3 を除く。2 イにおいて同じ。)に定める	
É	全燐(水質)	規格 46.3(規格 46 の備考 9 を除く。2 イにおいて同じ。) に定める 方法	同左	方法 同左	
	全亜鉛(水質) ノニルフェノール	規格 53 に定める方法 付表 11 に掲げる方法	同左 同左	同左 同左	
	ふん便性大腸菌群数 LAS	水浴場水質判定基準付表 1 の第 1 又は第 2 に定める方法 付表 12 に掲げる方法	同左	同左	
	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ5.1 に掲げる方法
	全シアン	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に 定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法		同左	底質調査方法Ⅱ4.11 に掲げる 方法
	鉛 六価クロム	規格 54 に定める方法 規格 65.2(規格 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあって は、日本産業規格 K0170-7 の7のa)又はb)に定める操作を行う ものとする。)		同左同左	底質調査方法Ⅱ5.2 に掲げる方法
加事	砒素 総水銀 アルキル水銀	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法 付表 2 に掲げる方法 付表 3 に掲げる方法	同左 同左 同左	同左 同左	底質調査方法Ⅱ5.9 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ5.14.1 に掲げる方法 底質調査方法Ⅱ5.14.2 に掲げる方法
健康	PCB	付表4に掲げる方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ6.4 に掲げる方法
康項目	ジクロロメタン 四塩化炭素	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める 方法	同左 同左	同左 同左	
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法		同左	
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める	同左 同左	同左 同左	
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める 方法	1, 3,22	同左	
	トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める	同左	同左	
	テトラクロロエチレン	方法 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める 方法	同左	同左	

		水質			
区分	項目	河川	海域	ため池	底質
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	同左	同左	
	チウラム	付表5に掲げる方法	同左	同左	
	シマジン	付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左	同左	
	チオベンカルブ	付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左	同左	
	ベンゼン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
l	セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	同左	同左	
健	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に 定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法		同左	
康項目	ふつ素	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mLに硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1(c)(注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法		同左	
	ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法		同左	
	1,4-ジオキサンホルムアルデヒド	付表8に掲げる方法 平成15年11月5日付け環境省通知環水企発第031105001号	同左	同左	
	ニッケル	付表 2 に掲げる方法 規格 59.3 に定める方法又は五通知付表 4 若しくは通知付表 5 に			
	モリブデン	掲げる方法 規格 68.2 に定める方法又は五通知付表 4 若しくは通知付表 5 に			
要監視	アンチモン	掲げる方法 平成 16 年 3 月 31 日付け環境省通知環水企発第 040331003 号付表(以下「十六通知付表」という。)5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法			
項目	エピクロロヒドリン	17			
"	全マンガン	規則 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法			
	4-t-オクチルフェノー ル	平成25年3月27日付け環境省通知環水大水発1303272号付表(以下「二十五通知付表」という。)1に掲げる方法	同左	同左	
İ	アニリン	二十五通知付表2に掲げる方法	同左	同左	
		二十五通知付表3に掲げる方法	同左	同左	
	フェノール類	規格 28.1(規格 28 の備考 2 及び備考 3 並びに規格 28.1.3 のた だし書以降を除く。)に定める方法	同左		同左
	銅	規格 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法			底質調査方法Ⅱ5.3 に掲げる方法
胜	鉄(溶解性)	規格 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法			
特殊	マンガン(溶解性) クロム	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法 規格 65.1 に定める方法			底質調査方法Ⅱ5.12.2 に掲げる方法
項	クロム 全窒素(底質)				底質調査方法Ⅱ4.8.1 に掲げる方
目					法若しくはⅡ4.10 備考 1 に定める
ł	全燐(底質)				方法 底質調査方法Ⅱ4.9.1 に掲げる方
					法
	亜鉛(底質)	田林 10) 7 台 7 子 7 子 7			底質調査方法Ⅱ5.4に掲げる方法
	アンモニア性窒素	規格 42 に定める方法			
	亜硝酸性窒素	規格 43.1 定める方法			
	硝酸性窒素 有機性窒素	規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法 規格 44 に定める方法			
	有機性至素 懸濁熊窒素	Mitt ++ (C 作 &) 公 川 石	Dumas 法、日		
7	10.10 /B. T. /I		本化学会編 「実験化学講 座」1に掲げる		
その	オルトリン酸態燐	 規格 46.1 に定める方法	方法		
他	電気伝導率	規格 13 に定める方法		同左	
項目	塩化物イオン	規格 35.1 に定める方法又は上水試験方法に定める方法		同左	
	塩分		海洋観測指 針による方法 (サリノメーター)		
İ	陰イオン界面活性剤	規格 30.1 に定める方法	同左		
	クロロフィル a	上水試験方法に定める方法	海洋観測指	同左	
			針による方法 (抽出蛍光法)		
	フェオ色素	上水試験方法に定める方法(ローレンツェン法)	海洋観測指 針による方法		
			(抽出蛍光法)		

資料2 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

### 1.0.003mg/L以下 規格55.2、55.3 又は55.4 に定める方法	(1)人の健康の(項 目	基準値	測定方法	対象水域	達成期間
###	カドミウム	0.003mg/L以下	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法		
次価クロム	全シアン	検出されないこと。	法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定め		
大価クロム	鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法		
総水銀 0.0005mg/L 以下 付表 2 に掲げる方法 アルキル水銀 検出されないこと。 付表 4 に掲げる方法 PCB 検出されないこと。 付表 4 に掲げる方法 PCB 検出されないこと。 付表 4 に掲げる方法 単位化検素 0.002mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法 □塩化検素 0.002mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 1,1~ジクロロエタン 0.004mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法 1,1~ジクロロエチレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法 2ペー1,2~ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法 1,1.1~リクロロエタン 1mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法 1,1.1~リクロロエタン 0.006mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、スは 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 1,2~ジクロロエチレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 1,3~ジクロロエチレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 アトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法 チウラム 0.006mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 サイベンカルブ 0.002mg/L 以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 シマジン 0.003mg/L 以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 サイベンカルブ 0.00mg/L 以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 セレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 東部検性窒素及び 亜硝酸性窒素にあっては規格 43.2 に 4.3.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法 規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) ぎしくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物 又はハロゲン化合物 又はハロゲン化・素が多量に含まれる試験料 適所とする合にあっては、素留試験液として、水素的多量に含まれる試験料 適所とするのによては、素留試験液として、水素的多量に含まれる試験料 適所とするのによるが表したが表が多したが表が多した。に変める方法 又は 2.6 に変める方法 又に対しているのアルミコムを溶液のラインを追加する。) に定める方法 又は規格 34.1 に) (注(2) 第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) 定とめる方法 又は規格 34.1 に) (注(2) 第三文及び規格 34 の備者 1 を除く。) に定める方法 又は規格 34.1 に) (注(2) 第三文及び規格 34 の備者 1 を除く。) に定める方法 又は規格 34.1 に) (注(2) 第三文及び規格 34 の備者 1 を除く。) に定める方法 (終期 物質及びイオンクロマナグラフ法で妨害となも物質がよそれな必要がよる経験がある方法 (終期 物質及びイオンクロマナグラフ法で妨害となも物質がよそれな必要がよる機能 32.1、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法 (終期 物質及びイオンクロマナグラフ法で妨害となる物質がよそれな必要がよる対象に対しませなる物質がよるに定める方法に表がよるがよりませなる物質がよるに定める方法に表がよるがよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりを用しているのがよりに定める方法に表がよりを用しているのアナイン・1、これなどのでは、まりに定める方法に表がよりに定める方法に表がよりを用しているのアナイン・1、年間をよりを用している方法に表がよりを用しているのアナイン・1、年間をよりを用しているのアナイン・1、1、1 に対しているのアナイン・1 に対しているのアナイン・1 に対しているのアナイン・1 に対しているのアナイン・1 に対しているのアナイン・1 で	六価クロム	0.05mg/L以下	る方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格		
アルキル水銀 検出されないこと。付表 4 に掲げる方法 PCB 検出されないこと。付表 4 に掲げる方法 ジクロロメタン 0.02mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 1,2・ジクロロエタン 0.004mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 1,1・ジクロロエチレン 0.1mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 シスー1,2・ジクロロエチレン 0.04mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 工作とある方法 1,1,1・リクロロエチレン 0.04mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 共力に定める方法 トリクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 共務・プリロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 共務・プリロロプロペン ク・フ・フ・ク・ロ・フ・イン サックロロプロペン 0.00mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、7.3.1 に定める方法 オの・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ・フ	砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法		
PCB 検出されないこと。付表 4 に掲げる方法 ジクロロメタン 0.02mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 四塩化炭素 0.002mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 1,2-ジクロロエチレン 0.004mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、2、3.2 に定める方法 シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 1,1,1-リクロロエタン 1mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 リノラロロプレン 0.00mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 ナラウラム 0.00mg/L 以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 シマジン 0.00mg/L 以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 チャベンカルブ 0.01mg/L 以下 開本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 ルンプレクリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリ	総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法		
ジクロロメタン	アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法		
四塩化炭素	PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法		
1,2-ジクロロエタン 0.004mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法 1,1-ジクロロエチレン 0.1mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 2ス-1、2-ジクロロエチレン 0.04mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、大は5.3.2 に定める方法 1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 1,1,2-トリクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 トリクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 1,3-ジクロロプロペン 0.002mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 1,3-ジクロロプロペン 0.002mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法 オ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
1,1-ジクロロエチレン	四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	^	ちに
1.1.1-リクロロエタン 1mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 1.1、2-リクロロエタン 0.006mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 ドリクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 アトラクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 1.3-ジクロロブロペン 0.002mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 1.3-ジクロロブロペン 0.002mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 に定める方法 グマジン 0.003mg/L以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 グマジン 0.003mg/L以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 が が 0.02mg/L以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 が が 0.01mg/L以下 規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 できめる方法 10mg/L以下 規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 43.1 に定める方法 43.1 に定める方法 ボール・グン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試業溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミーウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1。(注(2)第三文及び規格 34.0備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表 7 に掲げる方法 1mg/L以下 規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	全	達
1.1.1-トリクロロエタン 1mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 1.1、2-トリクロロエタン 0.006mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 トリクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 デトラクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 1、3-ジクロロプロペン 0.002mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1 に定める方法 チウラム 0.006mg/L以下 付表 6 の第1 又は第2 に掲げる方法 チオベンカルブ 0.02mg/L以下 付表 6 の第1 又は第2 に掲げる方法 セレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 でデジン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 地で 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 でデジン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 ・ セレン 0.01mg/L以下 開酸性窒素にあっては規格43.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 に定める方法 ・ 亜硝酸性窒素とび ・ 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1、は2.0、43.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、素留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、り人酸60mLといたものを用い、日本産業規格K0170-6の6の02注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法(医濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法 は53条 1mg/L以下 規格47.1、47.3 又は47.4 に定める方法	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	<i>/</i> \	
1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 トリクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 テトラクロロエチレン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 1,3-ジクロロプロペン 0.002mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法 カータン 0.006mg/L以下 付表5 に掲げる方法 クージン 0.003mg/L以下 付表6の第1又は第2に掲げる方法 クージン 0.01mg/L以下 付表6の第1又は第2に掲げる方法 クージン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 クージン 0.01mg/L以下 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 オーベンカルプ 0.02mg/L以下 付表6の第1又は第2に掲げる方法 付表6の第1又は第2に掲げる方法 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 付表6の第1又は第2に掲げる方法 付表6の第1又は第2に掲げる方法 利酪性窒素及び 日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 利酪性窒素及び 根格67.2、67.3 又は67.4 に定める方法 対路性窒素にあっては規格43.1 に定める方法 対路性窒素にあっては規格43.1 に定める方法 対路性窒素にあっては規格43.1 に定める方法 対路を対象が関として、カログン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、素留試薬溶液として、水約200mLに硫酸 10mL、りん酸60mL及び塩(ナトリウム10gを溶かした溶液とグンはの出た。対路を60mL及び塩(ナトリウム10gを溶かした溶液とグンは20mLを混合し、水を加えて1、000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6 図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表7 に掲げる方法 1mg/L以下 規格47.1、47.3 又は47.4 に定める方法 1mg/L以下 規格47.1、47.3 又は47.4 に定める方法	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	4	さ
トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法 持たアトラクロロエチレン の.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法 持される方法 1,3-ジクロロプロペン 0.002mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法 水 水 チウラム 0.006mg/L 以下 付表 5 に掲げる方法 水 水 水 ジマジン 0.003mg/L 以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 域 域 チイベンカルブ 0.02mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法 域 域 ペンゼン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法 域 域 前酸性窒素及び 亜硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法 現格 6.7.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 現格 34.1 (規格 34.0 備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、素留試案溶液として、水剤 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とりサレシ 250mLを混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法、懸調物質及びイオンクロマイ・アンチン・フェート・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	共	
サオベンカルブ 0.02mg/L以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
サオベンカルブ 0.02mg/L以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	用	さ
サオベンカルブ 0.02mg/L以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法		る
サオベンカルブ 0.02mg/L以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法	水	よ
サオベンカルブ 0.02mg/L 以下 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法	4-1	に
ベンゼン 0.01mg/L 以下 日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 セレン 0.01mg/L 以下 規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10mg/L 以下 硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法 規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2) 第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法 ほう素 1mg/L 以下 規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法	攻	努め
研酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
正硝酸性窒素 上の	セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法		
ハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン 250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c)(注(2)第三文及び規格 34 の備考1を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法		10mg/L以下			
	ふっ素	0.8mg/L以下	ハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸60mL 及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表 7 に掲げる		
1,4-ジオキサン 0.05mg/L 以下 付表 8 に掲げる方法		1mg/L以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法		
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法		

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下 回ることをいう。

 - 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

- (2) 生活環境保全に関する環境基準
- ① 河 川(湖沼を除く。)

T

項目			基	準			
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (p H)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当 水域
AA	水 道 1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下	
А	水 道 2級 水 産 1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	水域類
В	水 道 3級 水 産 2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下	型ごとに指
С	水 産 3級 工業用水 1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	ı	定する水域
D	工業用水 2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上		域
E	工業用水 3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/L 以上	_	
	測定方法	規格 12.1 に定め る方法又はガラ ス電極動監視 定装置によりこれ とは を を を は と に と に と に と に と に と に と に と に と に と	規格 21 に定める 方法	付表 9 に掲げる 方法	規格 32 に定める 方法又はに隔膜光 極若しサリョ動に 水変装に同じを 別定とと 別に 記し 記し 記し 記し に に と り り り り り り り り り り に り り り り り に り り り り に り に り に り に り に り に り に り に り の ら り に り の ら り に り の ら り ら り ら ら り れ る り ら り れ る ら ら ら り れ る ら り れ る り れ る ら ら り れ る ら ら ら り れ る り れ る り れ る り る り ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	最確数による定量法	

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
 - 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
 - 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものをいう (海域もこれに準ずる。)。
 - 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(海域もこれに準ずる。)。

試料 10mL、1mL、0.1mL、0.0mL・・・のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級:前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

3 水 産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

3級:コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

″ 3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

		基準値		
水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及び その塩(LAS)	該当 水域
イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域類
生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	域類型ごとに指定する
コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	指定す
生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	る水域
測定方法	規格53に定める 方法	付表 11 に掲げる 方法	付表 12 に掲げる 方法	
	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 生物 Aの水域のうち、生物 Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域生物 A又は生物 Bの水域のうち、生物 Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 現場に大きなり、関いの大きない。現代の大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場により、この3mg/L以下はおきないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 現場に大きないます。 は、10.03mg/L以下は大きないます。 は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03mg/Lux は、10.03m	水生生物の生息状況の適応性 全亜鉛 プニルフェノール イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域 生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息 場として特に保全が必要な水域 コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域 現場会上は 現場会上は 現格53に定める 付表 11 に掲げる 現格53に定める 「表 11 に掲げる	水生生物の生息状況の適応性

備考 1 基準値は、年間平均値とする(海域もこれに準ずる。)

② 海 ア 域

TE			基	進			
類型型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-^キサン抽出物質 (油分等)	該当 水域
A	水 産 1級 水 浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されない こと。	指定する
В	水 産 2級 工 業 用 水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	_	検出されない こと。	する水域類型ごとに
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	_	_	(-
	測定方法	規格 12.1 に対し る大工を は大工を を は は は は は は は は は は は と ま に が に ま に が に り に り に り に り た り に り た り り り り り り り	方法 (ただし、B 類型の工業用水 及び水産2級のう ちノリ養殖の利 水点における測	規格 32 に定める 方法又はににめる を若としませい を若となる を表します。 を表します。 を表します。 でははない のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、		付表 14 に掲げる 方法	

- 備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
 - 2 アルカリ性法とは次のものをいう。

試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mlを正確 に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%)1滴を加 え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を 指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

 $COD(O_2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$

- (a):チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)
- (b):蒸留水について行った空試験値(mL)

fNa₂S₂O₃:チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水 産 1 級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 - 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目	和田口孙心本古地	基準	値	該当
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐	水域
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域
П	水 産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L以下	水域類型ごとに
Ш	水 産 2 種 及びWの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L以下	指定士
IV	水 産 3 種 工 業 用 水 生 物 生 息 環 境 保 全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L以下	に指定する水域
	測定方法	規格 45.4 又は 45.6 に定める 方法	規格 46.3 に定める方法	

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

2 種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

″ 3 種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

-						
	項目			基準値		=+ \V
	類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及び その塩(LAS)	該当 水域
	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	北域類型
		生物 Aの水域のうち、水生生物の産 卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	する水域
		測定方法	規格53に定める方 法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

注) 水質汚濁に係る環境基準は、令和3年環境省告示第62号により改正され、令和4年4月1日から施行されたが、本資料では令和3年度の結果をまとめているため、改正前の環境基準を記載している。

○水域類型の指定

(ア) 名古屋市内水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

	水		域		該当類型	達成期間	備考
荒	子	Щ	(全	域)	Е	イ	
中	川運	河	(全	域)	Е	イ	
堀		Щ	(全	域)	D	イ	平成9年3月31日 愛知県告示
Щ	崎	Щ	(全	域)	D	イ	2000
天	白	Л	(全	域)	С	イ	

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

	水		域		該当類型	達成期間	備考
荒	子	Ш	(全	域)	生物B	1	
中	川運	河	(全	域)	生物B	イ	
堀		Щ	(全	域)	生物B	イ	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示
山	崎	Л	(全	域)	生物B	イ	2000000
天	白	Л	(全	域)	生物B	イ	

(イ) 庄内川等水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

			水		域	該当類型	達成期間	備考
庄	内 川	中	流(1)	(水野川合流点より上流)	A	イ	
庄	内 川	中	流(2)	(水野川合流点から水分橋まで)	С	イ	
庄	内	JII	下	流	(水分橋より下流)	С	1	令和2年3月31日 愛知県告示
矢	田	Ш	上	流	(大森橋より上流)	D	イ	
矢	田	Ш	下	流	(大森橋より下流)	С	イ	
新	Ш		下	流	(新橋より下流)	D	イ	
五.	条	Ш	下	流	(待合橋より下流)	D	イ	平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示
日		光		ЛП	(全域)	D	イ	

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

	水		域		該当類型	達成期間	備考
庄	内	Ш	(全 均	或)	生物B	イ	
矢	田	JII	(全 均	或)	生物B	イ	
新	川下	流	(新橋より	下流)	生物B	イ	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示
五.	条 川 下	流	(待合橋より	下流)	生物B	ハ	20.000
日	光	Ш	(全	域)	生物B	ハ	

(ウ) 名古屋港水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水	域	該当類型	達成期間	備考
名古屋港 (甲)	(注の水域)	海域C	ハ	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示

注 木曽川左岸導流堤南端と外港第1航路第1燈標(北緯34度58分6秒、東経136度47分55秒)を結ぶ線、同地点と知多町と常滑市 の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域。

イ 全窒素、全燐に係る環境基準の水域類型指定

水	域	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾(イ)	(注の水域)	海域IV	1	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示

注 木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾燈標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から 日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

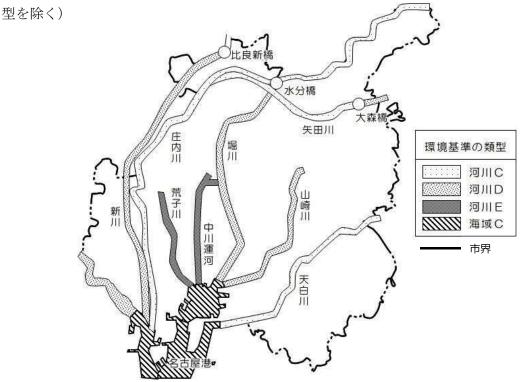
水	域	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾	(注1の水域)	生物A	イ	平成 24 年 11 月 2 日
伊勢湾(イ)	(注2の水域)	生物特A	イ	環境省告示

- 注1 愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良子岬まで引いた線、同地点から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)、伊勢湾(ハ)、伊勢湾(ニ)、伊勢湾(ホ)、伊勢湾(へ)、伊勢湾(ト)に係る部分を除いたもの。
 - 2 藤前干潟(愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域)

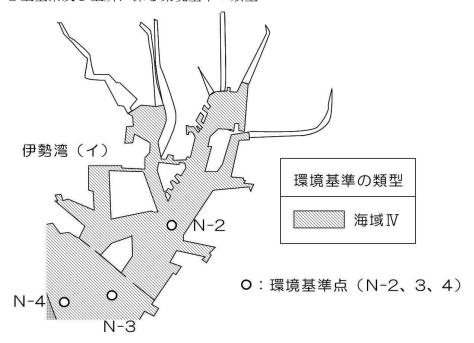
注:達成期間の分類(海域についても同様)

分類	達成期間
1	直ちに達成
口	5年以内で可及的すみやかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的すみやかに達成

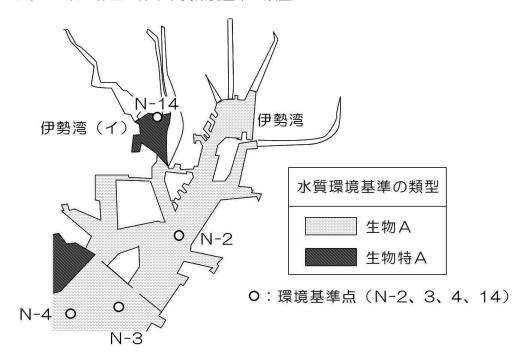
○各水域の環境基準の類型(全窒素、全燐に係る環境基準及び水生生物の保全に係る水質環境基準の類



○全窒素及び全燐に係る環境基準の類型



○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型



水質汚濁に係る環境目標値 資料3

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号·最終改正平成 25 年名古屋市告示第 506 号)

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)に定め る、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質の汚濁に関する目標

区分	河川		ため池		海域			
	***	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆	
水質のイメージ	川に 入っての 遊びが 楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の 散歩が 楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の 散歩が 楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	海辺の 散歩が 楽しめる	測定方法
水素イオン 濃度 (pH)	6.5以上8.5以下		6.5以上8.5以下		_	7.8以上	8.3以下	規格12.1に定める方法又 はガラス電極を用いる水 質自動監視測定装置によ りこれと同程度の計測結 果の得られる方法
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	_	_	_	_	規格21に定める方法
化学的 酸素要求量 (COD)	I	-	_	6 mg/L 以下	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	規格17に定める方法
浮遊物質量 (SS)	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5 mg/L 以下	10 mg/L 以下	付表9に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	_	_	5 mg/L 以上		規格32に定める方法又は 隔膜電極を用いる水質自 動監視測定装置によりこ れと同程度の計測結果の 得られる方法
ふん便性 大腸菌群数	1,000 個/100mL 以下	1	_	_	_	_	_	メンブランフィルター法 又は、疎水性格子付きメン ブランフィルター法
全窒素	_	_	_	1 mg/L 以下		1 mg/L 以下		規格45.2、45.3又は45.4に 定める方法(ただし、海域 については、規格45.4に定 める方法。)
全 燐	_	_	_	0.1 mg/L 以下		0.09 mg/L 以下		規格46.3に定める方法
全亜鉛	0.03 mg/L 以下		0.03 以	mg/L 下	0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	規格53に定める方法(準備 操作は規格53に定める方 法によるほか、付表10に掲 げる方法によることが きる。また、規格53で使用 する水については付表10 の1(1)による。)	
ノニル フェノール	0.002 mg/L 以下		0.002 以		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	付表11に掲げる方法	
直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	0.05 mg/L 以下		0.05 以		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	付表12に掲げる方法	

[「]測定方法」の欄において「規格」とは、日本産業規格K0102をいい、「付表」とは昭和46年12月28日付け環境庁 注 1 告示第59号付表に掲げるものをいう。

(3) 親しみやすい指標による目標

区分		河 川		たと	か池	海	海域		
	***	☆☆	☆	☆☆	☆	₩₩	☆		
水質のイメージ項目	川に入って の遊びが 楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の 散歩が 楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の 散歩が 楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	海辺の 散歩が 楽しめる		
水のにごり (透視度)	にごりが ない (おおむね 70 cm以上)	にごりが 少ない (おおむね 50 cm以上)	にごりが ある (おおむね 30 cm以上)	にごりが 少ない (おおむね 50 cm以上)	にごりが ある (おおむね 30 cm以上)	, -,	がない 170 cm以上)		
水のにおい	顔を近づけ ても不快で ないこと。	水際に寄っ ても不快で ないこと。	橋や護岸で 不快でない こと。	不快でな		不快でな	-		
水の色	水の色 異常な着色のないこ		こと。	水の華(アオコ)等の 異常な着色のないこと。		赤潮・苦潮等の 異常な着色のないこと。			
水の流れ	水の流れ流れのあること。		0	_	_	_	_		
ごみ			ごみが捨	捨てられていないこと。					
生物指標	(淡水域) アユ、 モロコ類、 ヒラタカゲロウ 類、 カワゲラ類 (汽水域) マハゼ、スズキ、 ヤマトシジミ	(淡水域) カマツカ、 オイカワ、 コカゲロウ類、 シマトビケラ 類、 ハグロトンボ ボラ、	(淡水域) フナ類、 イトトンボ類、 ミズムシ(甲 殻類)、 ヒル類 (汽水域) フジツボ類、 ゴカイ類	オイカワ、 ウチワヤンマ、 チョウトンボ、 トビケラ類、 ガガブタ、 クロモ、 ヒルムシロ類、 コウホネ	フナ類、 イトトンボ類、 コシアキトン ボ、 ミズカマキリ 類、 ヨシ、 ガマ類、 ヒシ類	(海域) クロダイ、 マハゼ、 シロギス、 カレイ類、 ヤドカリ類、 アサリ (干潟) チゴガニ、 アナジャコ、 ヤマトシジミ	(海域) ボラ、 スズキ、 イソギンチャク 類、 フジソボ類 (干潟) ニホンドロソコ エビ、 ゴカイ類、 ヤマトオサガニ		

(4) 達成年度

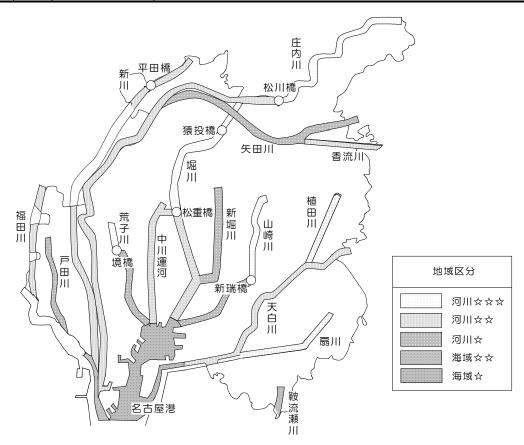
ア 水の安全性に関する目標

設定後直ちに達成し、維持するよう努めるものとする。

イ 水質の汚濁に関する目標、親しみやすい指標による目標 平成32年度(令和2年度)を目途として、その達成維持を図るものとする。

(地域区分)

水域	区分	水質のイメージ	地域
	☆ ☆ ☆	川に入っての遊 びが楽しめる	荒子川上流部(境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部(猿投橋から上流の水域に限る。)、堀川中流部(猿投橋から松重橋の水域に限る。)、山崎川上流部(新瑞橋から上流の水域に限る。)、庄内川上流部(松川橋から上流の水域に限る。)、植田川(全域)、扇川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
河川	*	水際での遊びが 楽しめる	中川運河(全域)、堀川下流部(松重橋から下流の水域に限る。)、天白川(全域)、庄内川下流部(松川橋から下流の水域に限る。)、香流川(全域)、新川上流部(平田橋から上流の水域に限る。)、新川下流部(平田橋から下流の水域に限る。)、福田川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽 しめる	荒子川下流部(境橋から下流の水域に限る。)、新堀川(全域)、山崎川 下流部(新瑞橋から下流の水域に限る。)、矢田川(全域)、戸田川(全域)、鞍流瀬川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
ため	☆ ☆	水際での遊びが 楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆区分に流入するため池
池	☆	岸辺の散歩が楽 しめる	河川☆区分に流入するため池
海	☆ ☆	水際での遊びが 楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
海域	☆	岸辺の散歩が楽 しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域



資料4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号)

項目	測 定 方 法	基準値	報告下限値
カドミウム	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102 の55.2、55.3 又は55.4 に定める方法	0.003mg/L 以下	$0.0005 \mathrm{mg/L}$
全シアン	規格K0102 の38.1.2 (規格K0102 の38 の備考11 を除く。以下同じ。)及 び38.2 に定める方法、規格K0102 の38.1.2 及び38.3 に定める方法、規格 K0102 の38.1.2 及び38.5 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表1に掲げる方法	検出されないこと	0.1mg/L
鉛	規格K0102 の54 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.005mg/L
六価クロム	規格K0102の65.2 (規格K0102の65.2.7を除く。) に定める方法(ただし、 規格K0102の65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する 場合にあっては、規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものと する。)	0.05mg/L 以下	0.01mg/L
	規格K0102 の61.2、61.3 又は61.4 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.005mg/L
総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L
アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと	0.0005mg/L
РСВ	公共用水域告示付表4に掲げる方法	検出されないこと	0.0005mg/L
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.02mg/L 以下	0.002mg/L
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
クロロエチレン	平成9 年3 月環境庁告示第10 号付表に掲げる方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は5. 3. 2 に定める方法	0.004mg/L 以下	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5. 1、5. 2 又は5. 3. 2 に定める方法	0.1mg/L 以下	0.01mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあっては規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.04mg/L 以下	0.004mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	1mg/L 以下	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.006mg/L 以下	0.0006mg/L
トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.001mg/L
テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
チウラム	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法	0.006mg/L 以下	0.0006mg/L
シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.003mg/L 以下	0.0003mg/L
チオベンカルブ	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.02mg/L 以下	0.002mg/L
ベンゼン	規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.001mg/L
セレン	規格K0102 の67.2、67.3 又は67.4 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.002mg/L
硝酸性窒素及び	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 に		
亜硝酸性窒素	定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の43.1 に定める方法	10mg/L 以下	0.10mg/L
ふっ素	規格K0102の34.1 (規格K0102の34の備考1を除く。) 若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL 及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格K0102の34.1.1c) (注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.8mg/L 以下	0.08mg/L
 ほう素	規格K0102 の47.1、47.3 又は47.4 に定める方法	1mg/L 以下	0.02mg/L
1, 4-ジオキサン	公共用水域告示付表8に掲げる方法	0.05mg/L 以下	0.005mg/L

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格K0102 の43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。
 - 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- (注) 令和3年度調査時の測定方法、基準値を示しており、令和4年4月1日の環境基準の改正を反映していない。